

令和 7 年度
栗原一般廃棄物最終処分場
維持管理業務委託（長期継続契約）

発 注 仕 様 書

秦野市伊勢原市環境衛生組合

目 次

第1編 共通仕様書	1
第1章 一般事項	1
1 目的	1
2 委託名	1
3 委託期間	1
4 委託場所	1
5 業務の範囲	1
6 業務の履行	1
7 維持管理	1
8 業務従事者の要件等	2
9 労務管理	2
10 教育・訓練	3
11 提出書類	3
12 緊急事態等の未然防止及び発生時の対応	3
13 再委託の禁止	4
14 守秘義務等	4
15 担保責任	4
16 法令等の遵守	4
17 疑義事項	5
第2章 業務要領	6
1 維持管理計画書等	6
2 運転管理	6
3 保守点検	6
4 整備等	6
5 報告書等	6
第3章 その他	7
1 施設等の使用及び貸与について	7
2 費用負担の分担	7
3 業務の引継ぎ	8
第2編 特記仕様書	9
第1章 業務概要	9
1 処分場施設概要	9
2 業務の履行	9
3 提出書類	9
4 有資格者等の配置	10
5 業務従事者の交替	11
6 保全の職務	11
7 連絡調整等	11
第2章 業務内容	12
1 維持管理内容	12
2 有資格者による作業	13
3 処分場維持管理における要員及び業務体制	13
4 保守点検	14
5 整備	14

6 機械警備業務等	14
第3章 その他	16
1 本業務から除く範囲	16
2 環境配慮	16
別紙1～別紙4	17～23

第 1 編 共通仕様書

第 1 章 一般事項

1 目的

秦野市伊勢原市環境衛生組合（以下「発注者」という。）が設置した、栗原一般廃棄物最終処分場（以下「処分場」という。）における埋立地及び浸出水処理施設の総合的な維持管理を適正かつ円滑に実施することを目的とするもの。

2 委託名

令和 7 年度栗原一般廃棄物最終処分場維持管理業務委託（長期継続契約）

3 委託期間

令和 7 年 9 月 1 日午前零時から令和 1 0 年 8 月 3 1 日午後 1 2 時まで

4 委託場所

伊勢原市三ノ宮（栗原一般廃棄物最終処分場）地内

5 業務の範囲

業務の範囲は、特記仕様書に掲げる設備の運転操作、監視、記録、日常的な保守点検、保全整備及びその他処分場の維持管理に付随する一切の業務を行うものとする。

6 業務の履行

受注者は、業務の公共的使命、社会的重要性を十分に認識し理解して、処分場の維持管理を円滑に行うとともに、処分場としての機能を十分に発揮できるよう契約書、仕様書、その他関係書類に基づき、安全かつ効率的な業務を履行すること。

7 維持管理

- (1) 処分場の維持管理は、処分場としての機能を十分に発揮させ、安全、安心に埋立地の維持管理を行うこと。
- (2) 処分場の維持管理にあたっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、労働基準法及び労働安全衛生法等の関係法令を遵守すること。
- (3) 受注者は、自己の持つ技術力を最大限に生かし、様々な取組みや工夫を行い、業務の効率化や高度化を図るように努めること。

8 業務従事者の要件等

(1) 業務従事者の配置

受注者は、本業務を適正に履行するために必要な業務従事者を配置しなければならない。

また、業務従事者の中から、総括責任者及び副責任者を選任し、選任した総括責任者等が病気その他の事由により、長期にわたり職務の遂行が困難な場合は、新たに総括責任者等を選任しなければならない。

(2) 業務従事者の職務及び知識、経験等

ア 総括責任者は、施設に常駐し、発注者の指示に従い、現場総括者として業務に関する指揮監督及び一切の事項を処理する。

イ 総括責任者は、業務の公共的使命の重大性に鑑み、関係法令等を遵守し、また現場作業の安全及び秩序を保ち、事故、火災等の災害防止に努めなければならない。

ウ 総括責任者は、施設の異常または故障を発見した場合は、速やかに適切な措置を講ずるとともに、発注者に報告すること。

エ 総括責任者は、過去10年以内に、国内における一般廃棄物最終処分場の埋立地の維持管理業務（埋立地法面管理、中低木及び雑草管理、埋立ガス管理、地下水管理等）及び浸出水処理業務（50KL／日以上施設の、アルカリ凝集沈殿方式）において、二つの業務を同時またはそれぞれの業務毎に実務経験を3年以上有する者とし、かつ、総括責任者または副責任者としての経験を有する者であること。

オ 副責任者は、施設に常駐し総括責任者を補佐し、総括責任者が事故または不在の時にはその職務を代理する。

カ 総括責任者及び副責任者の職に従事する者は、再委託を認めない。雇用の安定、技術の習得及び継続を考慮するとともに、安定した業務履行体制を維持すること。

9 労務管理

受注者は、業務を実施するにあたり次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 業務従事者の勤務については、労働基準法、労働安全衛生法、労働者災害補償保険法、健康保険法、厚生年金保険法、及び雇用保険法等の労働関係法令を遵守すること。

(2) 業務従事者の業務にあたっては、労働安全衛生関係法規及び廃棄物の処理及び清掃等に関する法律等に基づき、作業の安全を第一義として、作業効率、作業能率の向上に努めること。

- (3) 受注者は、業務従事者の労務管理、人事管理上の一切の責任を負うものとする。

10 教育・訓練

- (1) 受注者は、処分場の適正かつ安定した維持管理を行うため、業務従事者に必要な指導、教育、訓練等を実施すること。
- (2) 受注者は、業務上特に危険な作業については、労働災害を防止するために万全な体制を確立し、業務従事者に適正な指導教育を行うこと。
- (3) 受注者は、労働災害が発生した場合の対策として、救護作業、通報連絡等の訓練を行うこと。

11 提出書類

- (1) 受注者は、契約締結後速やかに、次の書類を発注者に提出すること。
 - ア 総括責任者等選任届
 - イ 業務従事者名簿
 - ウ 職務分担届
 - エ 資格取得者名簿
 - オ 非常時招集体制表
 - カ 安全衛生管理組織表
 - キ 維持管理計画書（年間の作業計画等）
 - ク 事務室等使用願い
 - ケ その他発注者が必要とする書類
- (2) 前項に掲げた、提出書類の記載事項を変更しようとするときは、変更届出書等を提出すること。

12 緊急事態等の対応及び発生時の対応

- (1) 受注者は、発注者が作成する「栗原一般廃棄物最終処分場危機管理マニュアル」等の内容をよく理解し、地震、大雨、台風等の重大災害及び事故等発生時の緊急事態の発生に備えること。
- (2) 受注者は、緊急事態が発生した場合には、緊急事態の状況を速やかに把握し、直ちに発注者へ報告するとともに、発注者の指示に従うほか、自らの判断に基づき、施設への被害、業務への影響を最小限にするための最善の努力をすること。
- (3) 受注者は、突発的な集中豪雨等に備え、事前に降雨情報、予想雨量を把握しておき、発注者から処分場の直近の降雨量の情報を求められた場合、処分場に設置されている雨量計から、時間当たりの雨量、一日当たりの雨

量等を常駐または遠隔監視等のシステム設置を行い、速やかに報告できる体制を整えること。なお、当該システム設置については、発注者に行政財産使用許可申請書を申請し、設置は決定通知書をもって行うこと。また、1年間のシステム電気使用量を算出し発注者に支払うこと。

- (4) 受注者は、緊急事態等の発生の際に、業務従事者の非常招集が1時間以内にできる体制を確立しておくこと。

13 再委託の禁止

- (1) 次の各号に掲げる業務について、第三者に業務を依頼し、又は請け負わせてはならない。

ア 維持管理計画書の作成業務

イ 設備の運転操作、点検整備、小修繕、測定記録等の業務

ウ 休日及び夜間の緊急対応

なお、上記に掲げる業務以外の業務の一部を第三者に委任、又は請け負わせるときは、あらかじめ業者名、業務内容、計画等を記載した書面を発注者に提出し、承諾を得なければならない。

- (2) 受注者は、発注者が承諾のうえ業務の一部を第三者に委任、又は請け負わせた場合、受注者の責任において指導監督を行うこと。

14 守秘義務等

受注者は、本業務の遂行上知り得た事項について、第三者に漏らしてはならない。契約解除及び本業務完了（契約期間満了）後においても同様とする。

また、苦情対応及び緊急対応等で知り得た個人情報の取扱いについても十分注意すること。

15 担保責任

受注者は本業務完了後において、発注者等から本業務に関する指示事項があった場合、速やかに受注者の責任においてこれを処理すること。

16 法令等の遵守

受注者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、水質汚濁防止法、電気事業法、下水道法、労働基準法、労働安全衛生法及びその他の関係法令を熟知し、遵守するとともに、処分場の機能を十分に達成できるように誠実に委託業務を履行しなければならない。

17 疑義事項

受注者は、本業務の遂行上本仕様書の解釈に疑義を生じた場合や記載のない事項が発生した場合は、発注者と協議し、その結果に従うものとする。

第2章 業務要領

1 維持管理計画書等

受注者は、「第2編 特記仕様書」に定める維持管理計画書等を作成し、速やかに発注者に提出すること。

2 運転管理

施設の運転は、維持管理計画書等に基づいて適正にその業務を履行すること。

3 保守点検

- (1) 受注者は、常に処分場の保守点検に注意を払い、作業は、特記仕様書に基づいて、実施すること。
- (2) 予備の機材、部品等の整理・整頓に心掛け、適正に保管・管理を行うこと。なお、貸与された用具類、工具類及び機器等を受注者の責により紛失・破損した場合は、受注者が責任をもって補充しなければならない。

4 整備等

- (1) 受注者は、保守点検作業時に発見した不良箇所や故障発生箇所を発見した場合、備付工具、発注者支給の補修原材料等を用いて発注者の承諾を得て修繕すること。また、緊急を要する場合には、速やかに適切な措置を講じるとともに、直ちにその状況を発注者に報告し、その指示を受けること。
- (2) 業務の履行上、受注者及び業務従事者の故意又は過失に起因して、設備等に故障、破損、事故等が発生した場合は、直ちにその状況を発注者に報告するとともに、すべて受注者の責任において処理すること。

5 報告書等

受注者は、特記仕様書に基づき、日報、月報、年報、各種報告書等を作成し、指定された期日までに発注者に提出すること。また、受注者は報告書作成において、従前の形式にとらわれず、業務の変化、技術の変化、維持管理の必要性、合理性、重要性、発注者からの要望を考慮し、報告すべき内容を絶えず見直し作成しなければならない。

第3章 その他

1 施設等の使用及び貸与について

(1) 盗難の防止

処分場における設備機器、工具等の盗難及び不審者等の侵入防止について、十分な注意を払うこと。

(2) 管理室等の使用

管理室等の使用については、無償とする。ただし、清掃等の使用上の管理、破損や汚損などによる弁償は、受注者の負担とする。

なお、管理室等使用に伴う光熱水費については発注者の負担とし、節水節電について、十分な配慮をすること。

また、管理室等使用に先立ち発注者に使用願いを提出し、使用目的等の変更があれば事前に申し出ること。

(3) 完成図書、工具等の貸与

業務遂行上必要と認めた完成図書及びその他備品類については貸与するものもあるが、従業員の安全衛生器具については、原則として受注者が備えること。

(4) 事務用品等

事務処理に要する事務器具（机、椅子等）及び事務用品については、受注者の負担とする。

(5) 服装

従業員は、作業に安全で清潔な統一した服装を着用すること。

(6) 清掃整理

受注者は、委託業務の範囲で明記された施設及びその周辺を常に清掃し、不要な物品等については整理すること。

2 費用負担の分担

(1) 発注者が負担する費用

- ア 水処理に使用する薬剤
- イ 公的機関による水質等の分析費用
- ウ 電気料金、水道使用料及び下水道使用料
- エ 電気設備保安業務費
- オ 交換部品及び機器等の購入費
- カ 施設設備の修繕費、配管清掃等の点検委託費

(2) 受注者が負担する費用

- ア 業務従事者の給料、手当及び福利厚生等の人件費
- イ 業務従事者に支給する作業服、作業靴、ヘルメット、防塵マスク、

- ゴム手袋、各種安全用具及び生活用具等の物件費
 - ウ 汚泥運搬に使用するダンプトラック、及びこれらの維持管理費、燃料費及び消耗品費
 - エ 事務用品（諸用紙・文具等消耗品）
 - オ 電話使用料
 - カ 工具、補修原材料
 - キ 機械警備業務及び緊急時の連絡設備に関する機器の設置費用等
 - ク 前項の設置機器が使用する電話回線通話料等
 - ケ 業務の引継ぎ時に必要な人件費等（契約期間内に限る）
 - コ 各水槽浚渫清掃（汚泥搬出、処分まで含む）等外注業務費
- 汚泥処分費用については支払い代行として契約を別途締結し、処分量に増減があった場合は最終年度に協議を行い精算すること。

3 業務の引継ぎ

受注者は、受注から業務履行開始日までの準備期間並びに発注者が指定する日から委託期間の終了する期間において、現受託者及び次期受注者との業務の引継ぎを行うこと。

また、次期受注者への業務引継ぎは、引継書及び現地指導によるものとし、引継書の内容については、発注者に事前に報告すること。

第2編 特記仕様書

第1章 業務概要

1 処分場施設概要

(1) 埋立地

ア	敷地面積	25,284平方メートル
イ	埋立面積	16,760平方メートル
ウ	埋立容量	175,000立方メートル
エ	建設年月	第一期工事 平成4年1月から平成5年3月まで 第二期工事 平成9年8月から平成11年3月まで

(2) 浸出水処理施設

ア 処理能力

(ア)	20KL／日施設	アルカリ凝集沈殿方式	1基
(イ)	50KL／日施設	アルカリ凝集沈殿方式	1基
(ウ)	汚泥脱水機	高速遠心式	1基

イ 貯水能力

1,800トン

(400トン調整槽 1基、700トン調整槽 2基)

ウ 処理水放流先

伊勢原市公共下水道

(3) 運転実績等

別紙1のとおり

(4) 水質等分析業務

別紙2のとおり

(5) 公害防止基準

別紙3のとおり

2 業務の履行

受注者は、業務の公共性、重大性及び特殊性を念頭におき業務全般にわたり契約書、仕様書及び設計書の定めるところにより、施設の維持管理計画書を作成し誠実に業務を履行しなければならない。

3 提出書類

受注者は、次の書類について各時期に速やかに提出すること。

(1) 本業務着手時

- ア 着手届
- イ 組織表（現場管理及び安全管理等）
- (2) 本業務履行中
 - ア 維持管理計画書（年度当初）
 - イ 完成届（毎月）
 - ウ その他発注者が必要とする書類
- (3) 報告等
 - ア 作業計画
 - 月間作業予定表を作成し、月間管理実績（月報）に添付し提出すること。また、作業上問題が生じた場合、その都度発注者に報告すること。
 - イ 業務報告等（教育・訓練実施状況報告を含める）
 - ウ 受注者は、業務実績を明らかにするため、日報等により定時に報告すること。
 - エ 月間管理実績（月報）の記載内容は以下のとおり。
 - (ア) 浸出水処理施設
 - a 浸出水処理施設総合所見（マテリアルバランス）
 - b 機器異常履歴表
 - c 放流量
 - d 簡易水質分析結果
 - e 浸出水処理施設月度作業実績及び作業計画表
 - f 脱水汚泥搬出量
 - g 薬品使用量
 - (イ) 埋立地
 - a 埋立地総合所見
 - b 埋立地月度作業実績及び作業計画表
 - (ウ) 降水量
 - a 月間降水量
 - b 日量降水量
 - (エ) その他
 - 発注者が必要とするもの
 - オ 点検整備、修理造作、支給品使用状況、故障事故等の各報告、諸薬剤の納入願いを正確に遅滞なく提出すること。

4 有資格者等の配置

- (1) 受注者は、業務を履行するにあたり次の資格を有する者を配置し、必

要な作業主任者、取扱責任者を選任すること。

ア 廃棄物処理施設技術管理者（最終処分場）

イ 危険物取扱者（乙種４類以上）

ウ 酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者

エ 特定化学物質作業主任者

※総括責任者は、上記のアの資格を有する者とする。

(2) 前項に掲げる資格については、複合資格者を認める。

5 業務従事者の交替

(1) 受注者は、業務従事者の変更が必要な時は、原則として２０日前までに有資格者証の写しを添えて発注者に提出すること。ただし、共通仕様書に掲げる実務経験並びに業務上必要となる資格を有する業務従事者とする。

(2) 受注者の業務従事者が交替する時は、十分な期間をもって実務引継ぎを行うこと。

6 保全の職務

(1) 保全担当者は、設備の各種点検を専門的立場で継続して行い、発注者が行う整備計画作成のためのデータとして整理すること。

(2) 発注者が行う施設の定期修繕工事時には、工程の内容を把握して、積極的に作業中の立合いを行うこと。

7 連絡調整等

受注者は、発注者が開催する次の催事等に出席すること。

(1) 安全パトロール（適宜）

(2) 栗原地区対策委員会（適宜）

(3) その他、発注者の招集する会議

第2章 業務内容

1 維持管理内容

(1) 埋立地の維持管理

- ア 埋立地法面管理、中低木及び雑草管理
- イ 浸出水集排水管をはじめとする管路・排水路等（透水層ピット、浸出水ピット含む）の施設管理
- ウ 遮水施設、堰堤施設、囲障施設、各排水溝及び場内附属施設の管理、
縦型ガス抜き管の管理
- エ 高圧洗浄機の維持管理（週1日運転確認およびオイル交換）

(2) 浸出水処理施設

受注者は、業務の範囲において各種機器の機能を十分理解し、作業計画に沿って一切の運転操作を適正に行い、かつ、設計基準から効率的な運転方法により放流水は伊勢原市公共下水道排除基準値以下かつカルシウム濃度 100mg/l以下の水質及び水量を厳守しなければならない。特に、集中豪雨等による非常時の運転については発注者に報告するとともに、的確に対処できるようにしておかなければならない。

- ア 各種施設の運転及び監視
- イ 各種施設の点検、調整及び整備
- ウ 日常生ずる修繕及び塗装
- エ 運転操作に必要な水質試験の実施（週1回以上）及び理化試験の補助
- オ 上下観測井戸及び地下水の水質監視（週1回以上）
- カ はだのクリーンセンターへの脱水汚泥の搬出、運搬
- キ 各槽攪拌機の点検清掃
- ク 発注者が別に発注した法的検査分析業務に係る採水の立合い
- ケ PH計の保守点検（1回／年）
- コ 放流配管内部の点検及び高圧洗浄（1回／年）
- サ 20KL／日施設原水流入管内部の点検及び高圧洗浄（1回／年）
- シ 調整槽オーバーフロー配管内部の点検及び高圧洗浄（1回／年）
- ス 薬品の受入れ、使用量及び日常の維持管理
- セ 雨量計の維持管理

(3) 共通

- ア 場内及び処分場搬入道路環境の管理及び整備
 - (ア) 敷地内全般の草刈、垣根等中低木の剪定 ⇒別紙範囲図
 - (イ) 搬入道路環境等の把握
 - (ウ) 境界フェンス周りの点検及び清掃

- (エ) 場内及び搬入路等の除雪作業（必要に応じて）
 - イ 土木建築設備の点検、維持管理及び軽易な補修
 - ウ 上下水道施設の監視、点検、調整、清掃及び整備
 - エ 各水槽浚渫清掃（一般廃棄物としての適正な汚泥搬出、処分まで含んだマニフェスト管理）
 - オ 発注者が貸出ししている備品等の維持管理
 - カ 見学者への案内補助及び見学ルート of 安全確保
 - キ 緊急時等の周辺住民への対応
 - ク 長短期修繕計画に関する提案及び修繕施工時の運転調整等の対応
 - ケ 汚泥運搬等で使用する車両の安全で適正な維持管理
- ※ 管理上必要な措置を講ずるため、施設の運転を停止するとき及び再開するときは、発注者に報告すること。

2 有資格者による作業

運転、点検整備及び清掃に関する業務は、労働安全衛生法等の関係諸法令に基づき業務従事者の安全と健康を確保するよう努めること。特に次の作業については、十分安全に留意すること。

- (1) 酸素欠乏及び有害ガス発生場所における作業
- (2) 薬剤等の受入及び取扱作業
- (3) 高所作業及び地下作業
- (4) 電気作業
- (5) 回転機器の取扱い作業

3 処分場維持管理における要員及び業務体制

- (1) 受注者は、本業務の履行に必要な人員を配置しなければならない。また、配置する技術者の中から総括責任者を選任すること。
- (2) 総括責任者の業務は次のとおりとする。

ア 日常的、定期的な点検、作業の監督、業務日程の策定及び要員勤務予定書並びに各種報告書の作成提出

イ 関連部署への連絡報告

※ なお、総括責任者は、契約書、仕様書その他関係書類（現場説明を含む。）により、業務の目的及び内容を十分理解し、竣工図面等から施設の内容を完全に把握し、安全かつ効率的に運営すること。また、常に状況を的確に把握し、緊急時に直ちに連絡及び対処できる状態にしておき、処置後遅滞なく発注者へ報告すること。

(3) 勤務体制

浸出水処理施設の運転管理は、基本的に月曜日から金曜日とするが、大雨、台風又は調整槽が高水位（２メートル以上）のときは連続運転を原則とし、連続運転中の土曜日、日曜日及び祝日は巡回点検を実施し、点検結果を記録すること。

4 保守点検

(1) 日常点検は予防保全を主目的とし、２回／日・巡回・週及び月毎に、それぞれの該当項目について点検し、異常発見した場合にはその都度発注者に経過を報告し記録しなければならない。

(2) 年間整備計画に含まれない機器整備について、突発的な状況変化を見極め、整備の必要性の判断を行うこと。

(3) 浸出水処理施設定期点検

浸出水処理施設定期点検は、年１回点検計画を作成し、総合的に点検を行い、その結果を測定・写真記録等添付のうえ、発注者に報告しなければならない。

ア 機器設備の点検

イ 土木建築設備の点検

また、運転効率を高め、管理指標を得るため、必要に応じデータの整理、各種試験を行い、遅滞なくその結果を発注者に報告しなければならない。ただし、特殊な精密点検は除くものとする。

5 整備

(1) 計測器の調整、給油、消耗部品等の交換及び補充、清掃、小塗装等、常に各種機器が正常に作動するよう努め、保護装置の作動確認及び分解整備等を行わなければならない。

(2) 受注者は、附帯設備、安全対策用設備等のうち、軽易な設備の改良については、備付け工具、支給材料等を用いて修繕しなければならない。

(3) 受注者は、浸出水処理施設において事故等を防止するとともに、各種機器の日常及び定期に点検整備を行わなければならない。

6 機械警備業務等

(1) 受注者は、火災異常警備（常時）及び防犯異常警備（休日及び夜間）

のため、機械警備業務を実施すること。

- (2) 機器故障等の緊急時に備え、処分場の電話設備から自動的に受注者に転送可能な設備を設置すること。
- (3) 火元責任者を選任し、火気の始末を徹底して火災の防止に努めること。
- (4) 門扉及び扉等の施錠を確実に行うこと。

第3章 その他

1 本業務から除く範囲

沈砂槽、原水槽、調整槽の大規模清掃工事（維持管理上の年間定期清掃等を除く）、塗装全般にわたる塗装補修（日常における塗装、修繕等を除く）、設備・機器更新または分解点検修繕工事及び改造工事は本業務から除く。ただし、やむを得ない状況により障害が発生した場合、適切な処置を取るとともに、速やかに報告しなければならない。

2 環境配慮

受注者は、神奈川県環境基本条例第3条「基本理念」及び、第5条「事業者の責務」に則り、環境に配慮し、業務を遂行しなければならない。

運 転 実 績 等

1 運転実績等

(1) 処理水、降雨量及び浚渫汚泥処理量等の実績

年度	処理水放流量	年間降水量	降水日数	浚渫汚泥 処 理 量
令和2年度	11,188m ³	1,800mm	120日	104.30 t
令和3年度	12,167m ³	1,906mm	126日	105.77 t
令和4年度	12,873m ³	2,033mm	132日	103.00 t
令和5年度	12,584m ³	1,806mm	112日	103.11 t
令和6年度	13,161m ³	2,294mm	114日	103.2 t

(2) 埋立量の実績（参考）

年度	搬入量		覆土量 (m ³)	総埋立量 (m ³)	埋立日数 (日)	埋立率 (%)
	(t)	(m ³)				
令和2年度	2,940	1,960	1,297	3,257	230	86.9
令和3年度	3,712	2,114	1,184	3,298	234	88.7
令和4年度	2,841	1,894	938	2,832	225	90.3
令和5年度	2,311	1,540	820	2,360	205	91.7
令和6年度	—	—	3,471	3,471	—	93.6

※焼却灰の埋立は令和5年度に終了

(3) 施設設備別運転日数等（参考）

施設の運転は、月曜日から金曜日までの24時間連続を基本とする。

なお、降水量の増加した場合、土曜日、日曜日も連続運転となること
があるため、運転日数等は変動する。

設備名 年度	20KL施設	50KL施設	汚泥脱水設備		
			脱水日数	搬出汚泥量	搬出回数
令和2年度	125日	190日	172日	50 t	21回
令和3年度	149日	201日	176日	51 t	20回
令和4年度	177日	205日	170日	59 t	19回
令和5年度	177日	186日	151日	55 t	17回
令和6年度	164日	207日	142日	55 t	21回

(4) 水処理前の浸出水「カルシウム及び化合物」濃度（参考）

濃度 年度	最高濃度	最低濃度	年間平均値
令和2年度	3,300mg/ℓ	1,700mg/ℓ	2,558mg/ℓ
令和3年度	2,900mg/ℓ	2,000mg/ℓ	2,392mg/ℓ
令和4年度	2,800mg/ℓ	1,400mg/ℓ	2,292mg/ℓ
令和5年度	3,000mg/ℓ	1,500mg/ℓ	2,200mg/ℓ
令和6年度	3,000mg/ℓ	1,700mg/ℓ	2,200mg/ℓ

(5) 処理工程

処理工程については、別紙4を参照すること。

2 ユーティリティ条件

(1) 水処理用薬品購入量実績・予定（参考）

薬品名 年度	炭酸ソーダ (粒状)	苛性ソーダ (25%)	硫酸 (75%)	塩化第二鉄 (38%)	高分子凝集剤 (KEA540)
令和2年度	78,500kg	5,765kg	11,025kg	696kg	85kg
令和3年度	83,960kg	6,627kg	11,134kg	746kg	89kg
令和4年度	85,140kg	5,861kg	10,024kg	653kg	96kg
令和5年度	74,900kg	5,518kg	6,318kg	632kg	100kg
令和6年度	79,900kg	4,800kg	3,020kg	640kg	60kg
令和7年度	85,000kg	7,000kg	6,000kg	640kg	40kg

※令和7年度は予定数量

3 その他

(1) 貸与する主な備品リスト（参考）

機器名	メーカー名	仕様	備品No
赤外線分析計	株式会社 ケット科学	FD-720	B-48
卓上小型遠心機	東京硝子器械 株式会社	C-12B	B-49
携帯用 P H 計	横河電機 株式会社	PH71-11-J-AA	B-50
携帯用導電率計	アズワン 株式会社	AS710	B-47
ロープ式水位計	アルファ科学 株式会社	WL-TYPE1-30-B	B-43
低水残水排水用 水中ポンプ	株式会社 荏原製作所	25EQS5.4SA	D-350
小型汚物混入水用 水中ポンプ	株式会社 寺田ポンプ製作所	SXA-150	DD-35 k
水中ポンプ	株式会社 鶴見製作所	HSN2.4S-51	D-352
インパクトレンチ	日立工機 株式会社	WR14DBAL2	KK-65
高圧洗浄機	ヒダカ産業 株式会社	HK-1890	DD-36K
掃除機 (クリーナー)	日動工業 株式会社	NVC-S35L	DD-37K

【別紙 2】

水 質 等 分 析 業 務

1 簡易的な水質分析業務

次の項目について、運転操作に必要な水質検査、理化試験の補助及び観測井戸等の水質監視のための水質分析を実施する。

実施頻度 ○：1回/週 ●：稼働時1回/日

分析項目	分析方法	採 取 場 所					
		流入原水	上部 観測井戸	下部 観測井戸	20KL/日 放流水	50KL/日 放流水	脱水設備
p H	p H計	●	—	○	●	●	—
水温	p H計	●	—	○	●	●	—
透視度	透視度計	●	—	○	●	●	—
電気伝導度	電導率計	—	○	○	—	—	—
塩化物	パックテスト	○	○	○	○	○	—
カルシウム硬度	ドロップテスト	○	—	○	○	○	—
C O D	パックテスト	○	—	○	○	○	—
フェノール	パックテスト	○	—	○	○	○	—
マンガン	パックテスト	○	—	○	○	○	—
亜鉛	パックテスト	○	—	○	○	○	—
6価クロム	パックテスト	○	—	○	○	○	—
アンモニア性窒素	パックテスト	○	—	○	○	○	—
硝酸性窒素	パックテスト	○	—	○	○	○	—
亜硝酸性窒素	パックテスト	○	—	○	○	○	—
ニッケル	パックテスト	○	—	○	○	○	—
銅	パックテスト	○	—	○	○	○	—
鉄	パックテスト	○	—	○	○	○	—
脱水原泥濃度	水分計	—	—	—	—	—	●
脱水汚泥含水率	水分計	—	—	—	—	—	●

※ 上記水質分析に必要な機器類については、発注者から貸与するものとし、パックテスト等消耗品については発注者から支給する。

2 法定検査等水質分析業務

次の分析業務については発注者が別に実施するが、採水にあたっては立合いをすること。

- (1) ダイオキシン類分析業務（年1回）
- (2) 観測井戸水分析業務（年1回）
- (3) 原水、放流水及び地下水分析業務（月1回）

【別紙 3】

公 害 防 止 基 準

1 伊勢原市特定事業場に係わる排除基準

項目		単位	放流基準値
1	カドミウムおよびその化合物	mg/ℓ	0.03以下
2	シアン化合物	mg/ℓ	1以下
3	有機燐化合物	mg/ℓ	0.2以下
4	鉛およびその化合物	mg/ℓ	0.1以下
5	6価クロム化合物	mg/ℓ	0.2以下
6	砒素およびその化合物	mg/ℓ	0.1以下
7	水銀およびアルキル水銀その他の水銀化合物	mg/ℓ	0.005以下
8	アルキル水銀化合物	mg/ℓ	検出されないこと
9	ポリ塩化ビフェニル	mg/ℓ	0.003以下
10	トリクロロエチレン	mg/ℓ	0.1以下
11	テトラクロロエチレン	mg/ℓ	0.1以下
12	ジクロロメタン	mg/ℓ	0.2以下
13	4塩化炭素	mg/ℓ	0.02以下
14	1・2-ジクロロエタン	mg/ℓ	0.04以下
15	1・1-ジクロロエチレン	mg/ℓ	1以下
16	シス-1・2-ジクロロエチレン	mg/ℓ	0.4以下
17	1・1・1-トリクロロエタン	mg/ℓ	3以下
18	1・1・2-トリクロロエタン	mg/ℓ	0.06以下
19	1・3-ジクロロプロペン	mg/ℓ	0.02以下
20	チウラム	mg/ℓ	0.06以下
21	シマジン	mg/ℓ	0.03以下
22	チオベンカルブ	mg/ℓ	0.2以下
23	ベンゼン	mg/ℓ	0.1以下
24	セレンおよびその化合物	mg/ℓ	0.1以下
25	ほう素およびその化合物	mg/ℓ	10以下
26	ふっ素およびその化合物	mg/ℓ	8以下
27	1・4-ジオキサン	mg/ℓ	0.5以下
28	アンモニア性窒素・亜硝酸性窒素・硝酸性窒素	mg/ℓ	380未満
29	水素イオン濃度	—	5を超え9未満

項目		単位	放流基準値
30	生物化学的酸素要求量	mg/ℓ	600未満
31	浮遊物質	mg/ℓ	600未満
32	N－ヘキサン抽出物質（鉱物油類）	mg/ℓ	5以下
33	N－ヘキサン抽出物質（動植物油脂類）	mg/ℓ	30以下
34	フェノール類	mg/ℓ	0.5以下
35	銅およびその化合物	mg/ℓ	3以下
36	亜鉛およびその化合物	mg/ℓ	2以下
37	鉄およびその化合物（溶解性）	mg/ℓ	10以下
38	マンガンおよびその化合物（溶解性）	mg/ℓ	1以下
39	クロムおよびその化合物	mg/ℓ	2以下
40	ニッケルおよびその化合物	mg/ℓ	1以下
41	温度	℃	45未満
42	ヨウ素消費量	mg/ℓ	220未満
43	ダイオキシン類	pg/ℓ	10以下
44	外観		受け入れ水を著しく変化させるような色または濁度を増加させるような色または濁りがないこと

※ 1日の排水量が50立方メートル以上の事業所

栗原一般廃棄物最終処分場浸出水処理施設処理工程

